

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成26年5月28日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

（委員）

岩橋範子，上岡美穂，清井昭彦，久保富三夫，小林直樹，坂口博之，田村光穂，日和一正，藤井幹雄，藤田清司，山口真司，森 義之（委員長）

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

森首席家庭裁判所調査官，松井事務局長，伊藤首席書記官，三好事務局次長，大本総務課長，四元総務課課長補佐，藤原会計課長，下出会計課課長補佐

第4 議事

1 開会

2 所長あいさつ

3 新任委員紹介

前回委員会以降任命された田村委員，日和委員及び山口委員の紹介が総務課長から行われた。

4 前回の議事概要等

説明者（総務課長）が，前回委員会テーマ「児童虐待について」に関して，いただいた委員の意見を参考に，和歌山家庭裁判所としても児童虐待に関し，適正な手続を行っていく旨を報告した。

5 テーマ「新庁舎について」

(1) 新庁舎の概要説明及び庁舎見学

下出会計課課長補佐から新庁舎の概要説明の後，藤原会計課長の先導で庁

舎見学を行った。

(2) 意見交換

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- 新庁舎に移転してからの4か月間、弁護士として家事調停で来庁することが多い。家事調停の場合、長時間庁舎5階に滞在するので、居住性を意識するが、家裁の待合室が狭いと思う。今、長椅子は五つあるが、当初は四つだった。以前より調停室は増えており、10件の調停事件が同時進行でできるようになった。その場合、それぞれの当事者側から2人ずつ来ると、待合室に20人は在室する可能性があるため、もう少し待合室の収容人数が増えればよいと思う。

待合室から出て来ても、トイレの場所がわかりにくく、エレベーターのところにある配置図を見ないといけない。デパートなら目の高さのところにトイレの表示板があるが、この新庁舎は廊下に出てもわからないので、この点は改善してほしい。また、待合室に授乳室の案内表示をするなどすれば、利用しやすくなるのではないかと思う。

- 遺産分割等の調停では、当事者を10人、20人呼び出すことがあり、本日見学いただいた待合室では狭いという感じを持たれることがあるかもしれない。しかし、そのような事件がある場合は、裁判所において、事前に当事者が多人数であることを把握しているので、当事者を第3の待合室に案内したり、直接審判廷等に案内したりするなどの配慮をしている。今後も事件の動向をしっかりと見極めて、運用面で対応していきたいと考えている。
- トイレの案内表示については、わかりにくいという指摘があるので、どこにどのように表示をするのがよいか検討中である。また、授乳室の表示についても検討中である。

● 調停のときは、待ち時間が長く、のどが渇くことがあるので、給湯設備や自動販売機の設置を検討していただきたい。また、調停では、当事者だけでなく付添いの方が来る事件があると思うが、裁判所では、おそらく付添いの方の人数は把握していないのではないかと思う。付添いの方でスペースが足らなくなることがあることにも留意していただきたい。

○ 正面玄関を入ったところに男性が座っているが、その男性に裁判手続のことを聞けば教えてもらえるのか。

■ 1階には守衛が配置されている。守衛は、裁判手続の説明は行わず、用件を聞いた上で、手続の説明を行う部署を案内している。

○ 1階のエントランスホールでは、エレベーターの中に入るまで何階にどの部署があるのかわからない。この点は改善が必要ではないか。

■ 総合案内版は、エレベーター側ではなく、反対側の守衛がいる側に設置している。

○ 守衛が配置されているところに、案内表示や気軽に声をかけてくださいなどといった表示があればいいのではないか。

執務室について、すぐにどこにあるのか分かりにくい。案内表示は、日本語の表示しかないので、できればその点も考えてほしい。

大法廷の傍聴席は、車椅子の席を一番後ろにセッティングするようになっているが、傍聴席の一番前にあるべきではないか。また、1階の裁判員法廷のモニターは動かせるのか。

■ 車椅子の席については、他の庁でも後方ということで運用されている。モニターについては、動かさない。

○ 調停の際に待機時間が長くなるという話であるが、例えば、トイレとかにおいてトラブルになることはないのか。待合室については、振分けを行っているということであるが、待機時間が長いとそれ以外の場所で遭遇したらどうなるのか心配である。

来庁者の中には、人と顔を合わせたくない人もいると思うので、どうすれば人と会わないで裁判所に来た目的を果たして帰ってもらえるのかを考えるのがよいのではないか。

労働審判廷や家事審判廷には柵があるのに、少年審判廷には柵がなかったので、危ないような気がした。

- 配偶者暴力のおそれがある事件などでは、格別の配慮をしている。また、もしも突発的なことがトイレで起これば、書記官室から目が届く範囲なので、書記官室において対応することができる。

被害者は、申出により少年審判を傍聴することができるが、和歌山家庭裁判所では、この1、2年は実例はない。

- 備蓄や非常食については、最大でどれくらいを想定して準備しているのか。
- 備蓄については、150人分につき3日分を準備している。内訳は、非常食や毛布である。
- 防災訓練は行っているのか。
- 避難訓練をしており、直近では7月に訓練を予定している。
- すばらしい庁舎であると実感したが、庁舎内に入ると手狭な感じがした。

また、家事事件に関しては、プライバシーを守ることができるのかと思った。待合室は三つあるが、広いとはいえない。

少年審判廷については、窮屈な感じがあった。少年の更生に向けて利用する場とのことであるが、家族を含めて世間に対して顔を向けにくいという状況の中で、人に出会ってしまうということについては、運用面で配慮いただきたい。

- 配置図については、若干わかりづらいと感じた。入口にボードなどを置けばいいのではないか。建物については、落ち着いた雰囲気、吹抜が2か所あり、明るい建物であると思った。来庁者にとっては、オープンスペースでリラックスできるのか、それとも誰とでも顔を合わせるのに不安に思うかは、

人それぞれかと思う。顔を合わせたくない人のための動線を確認し、アナウンスするのがいいと思う。

サーバ機と事件記録は3階に置いているとのことであったが、それ以外にバックアップはあるのか。災害用の備蓄品について具体的に教えてほしい。

また、自家発電装置はあるのか。

- ◎ 庁舎の敷地は海拔約4メートルで、3階は海拔約14メートルである。想定されている津波の高さは8メートルであるので、3階には津波が到達しないという想定で、3階に置いている。
- 新庁舎の明るい雰囲気は、個人的には良いと感じている。備蓄については、150人分が3日分あるということであったが、アレルギー対策もしているのか。もしも子供が閉じ込められて、普通の備蓄食を食べると、アナフィラキシーショックなど命に関わることもあるので、アレルギー用の備蓄食も5人分くらいでいいので備え置いてほしい。
- △ 法廷内に危険物を持ち込ませないための配慮はどのようになっているのか。
- 事件によっては、金属探知機を利用したり、手荷物検査を行うことがある。また、大阪地裁の警備員の派遣を受けることがある。
- 備蓄品の主要な品目は、飲料水、アルファ米、レトルトの保存食、カセットコンロ、鍋、やかんである。避難器具として、ヘルメット、レスキューセット、ライフジャケット、カセットボンベ式の発電機を用意している。防寒用品として、毛布、カイロを用意している。衛生用品として、ポロシャツ、下着セット、テント、簡易トイレセットなどを用意している。

自家発電装置が地階にあり、非常灯程度であれば、8時間程度の発電が可能である。
- アルファ米でアレルギーには対応できると思うが、ビスケットなどの小麦については、アレルギーを生じる場合があるので注意されたい。
- 滞在時間が長くなる家事調停の場合には、待合室が休憩場所になることも

ある。調停の利用者を対象にアンケートを行い、改善すべきところを聞くのがいいのではないか。利用者の視点で改善を行っていった方がいいと思うので、ご検討いただきたい。

- 喫煙する場所はあるのか。
- ◎ 庁舎外の1階にあり、それ以外は全面禁煙となっている。
- 弁論準備手続室には、コートを掛ける場所がないという苦情を聞いたことがある。
- ◎ 新庁舎について、本日いただいた委員の皆さんのご意見を生かし、利用しやすい庁舎にしていきたいと考えている。

6 次回委員会の意見交換テーマ

少年審判における教育的措置について

7 次回委員会の開催日時

平成26年11月10日（月）午後1時30分

8 閉会